

国立大学法人徳島大学・国立大学法人鳴門教育大学入札監視委員会要領

平成25年6月14日

国立大学法人徳島大学長制定

国立大学法人鳴門教育大学長制定

改正 平成29年4月 1日

改正 平成31年4月 1日

(設置)

第1条 国立大学法人徳島大学及び国立大学法人鳴門教育大学（以下「両大学」という。）は、共同して国立大学法人徳島大学・国立大学法人鳴門教育大学入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、両大学が発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約の過程及び内容の透明性並びに公正な競争を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 両大学がそれぞれ発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 両大学がそれぞれ発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争参加資格の設定理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものを除く。）

ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起

(組織)

第4条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議を適切に行うことができる学外の学識経験等を有する者のうちから、両大学の学長（以下「両学長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任されることができる。ただし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員を招集する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、定例会議及び再苦情処理会議とする。

- 2 定例会議は、第3条第1号及び第2号に規定する事項に関し、原則として、年1回以上開

催する。

3 再苦情処理会議は、第3条第3号に規定する事項に関し、再苦情の申立てがあったときに、却下すべき場合を除き開催するものとする。

4 委員会の会議は、非公開とし、議事の概要は公表するものとする。

5 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、定例会議を開くことができない。
(意見の具申又は勧告)

第7条 委員会は、第3条第1号及び第2号に規定する事項について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、両学長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項に規定する意見の具申又は勧告を行ったときは、公表するものとする。
(意見書の作成及び公表)

第8条 委員会は、第3条第3号に規定する事項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を両学長に報告するとともに、公表するものとする。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から起算して概ね50日(休日を含む。)以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第3条第2号から第3号までに規定する事項に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の秘密保持義務)

第11条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告書の様式)

第12条 定例会議における報告及び再苦情の申立書並びに定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要の様式は、別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、国立大学法人徳島大学施設マネジメント部施設企画課及び国立大学法人鳴門教育大学総務部施設課が処理する。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月14日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月 1日から実施する。